

別記様式（第3条関係）

会 議 録（1）

会議の名称	令和5年度 第1回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	令和5年7月25日（火） （開会）午後3時30分（閉会）午後4時50分
開催場所	桶川市役所 会議室402
主宰者の氏名	
議長の氏名	
出席者氏名 （委員）	教育部長、秘書広報課長、子ども未来課長、安心安全課長、人権・男女共同参画課副課長、生涯学習・スポーツ推進課長、桶川市立小・中学校長会長、中央児童相談所長、桶川市PTA連合会長、上尾警察生活安全課長
欠席者氏名 （委員）	保育課長、桶川市青少年問題協議会委員
説明員氏名	
事務局職員 職名及び氏名	学校支援課長、学校支援課主幹兼指導主事
会 議 事 項	議 題
	1 開会
	2 委嘱状の交付
	3 会長あいさつ 教育部長
	4 委員紹介
	5 副会長選出
	6 資料説明・協議等 （1）いじめ防止対策推進法について （2）いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組 （3）桶川市等のいじめに係る現状 （4）いじめ防止への取組（各課および機関より情報提供） （5）いじめ防止に向けた啓発と研修について （6）その他
7 閉会	
決定事項等	
配布資料	・次第 ・委員名簿、座席表

- (1) 知っていますか「いじめ防止対策推進法」
- (2) いじめ防止対策推進法（概要）
- (3) いじめ防止連絡協議会規則
- (4) 学校いじめ防止基本方針（桶川市立桶川小学校）
- (5) 桶川市いじめ防止基本方針
- (6) 学校の生活アンケート
- (7) 桶川市等のいじめに係る現状
（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等より）
- (8) いじめ防止ポスター（案）
- (9) いじめの防止・早期発見・早期対応のために
（桶川市いじめ防止連絡協議会）
- (10) 桶川市子育てガイドブック

会 議 録 (2)

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
司 会	1 委 嘱 状 の 交 付
司 会	2 開 会
会 長	3 会 長 あ い さ つ (教 育 部 長) 本 協 議 会 の 役 割 は、「い じ め 防 止 等 の た め の 取 組 に 関 す る 関 係 機 関 ・ 団 体 と の 連 絡 調 整」で あ る こ と。 本 市 小 ・ 中 学 校 に お い て は、教 職 員 に よ る い じ め 見 逃 し ゼ ロ と な る よ う、早 期 発 見、早 期 解 決 に 取 り 組 ん で い る と こ ろ で あ る。 い わ ゆ る 社 会 通 念 上 の「い じ め」と い じ め 防 止 対 策 推 進 法 に お い て 定 義 し て い る「い じ め」は 区 別 し な け れ ば な ら ない。い じ め を 見 落 と さ ず、見 逃 さ ず、子 ど も を 守 っ て い く 必 要 が あ る。
司 会	4 委 員 紹 介
司 会	5 副 会 長 選 出 事 務 局 案 を 了 承。 副 会 長 に 桶 川 市 立 小 ・ 中 学 校 長 会 長、桶 川 市 P T A 連 合 会 長 を 選 出 し た。
事 務 局 会 長 委 員	6 協 議 等 (1) い じ め 防 止 対 策 推 進 法 に つ い て 資 料 に 基 づ き 説 明。 事 務 局 の 説 明 に 質 問、意 見 は あ る か。 質 疑 ・ 意 見 な し
事 務 局 会 長 委 員	(2) い じ め 防 止 対 策 推 進 法 に 基 づ く 桶 川 市 の 取 組 資 料 に 基 づ き 説 明。 事 務 局 の 説 明 に 質 問、意 見 は あ る か。 質 疑 ・ 意 見 な し
事 務 局 会 長 委 員	(3) 桶 川 市 等 の い じ め に 係 る 現 状 資 料 に 基 づ き 説 明 し た。 事 務 局 の 説 明 に 質 問、意 見 は あ る か。 桶 川 市 の い じ め 認 知 件 数 は、学 校 生 活 アン ケー ト の 結 果 に よ る も の か。
事 務 局 委 員 事 務 局	学 校 生 活 アン ケー ト 以 外 で 認 知 し た も の も あ る。「児 童 生 徒 の 問 題 行 動 等 生 徒 指 導 上 の 諸 問 題 に 関 す る 調 査」結 果 で あ る。 い じ め 認 知 の 数 字 は、「人 数」か「件 数」か。 認 知 件 数 で あ る。
事 務 局 会 長 委 員	(4) い じ め 防 止 へ の 取 組 に つ い て 資 料 に 基 づ き 説 明 し た。 事 務 局 の 説 明 に 質 問、意 見 は あ る か。 子 育 て ガ イ ド ブ ッ ク を 作 成 し て い る。相 談 窓 口 が ま と め ら れ て い る ペー ジ が あ り、様 々 な 相 談 を 受 け て い る。昨 年 度 は、小 中 学 生 向 け に 相 談 窓 口 を 紹 介 す る カー ド を 作 成 し 配 布 し た。小 中 学 生 か ら 直 接 相 談 を 受 け た ケー ス も 2 件 あ っ た。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
事務局	(5) いじめ防止に向けた啓発と研修について資料に基づき説明。
司会	本日の協議をもとに委員が感じたこと・考えたこと、事務局が提示したポスター案について、グループ協議をお願いしたい。その後、協議したことについて共有を図りたい。
委員	ポスター案としては、第2案が良い。ネットいじめのことに触れられていないが、学校外でも発生している。この「子ども権110番」以外にも、「みんなの権利110番」もあるという話題が出た。
委員	警察への相談件数は15件あった。小学生も、SNSを通じたネットいじめが発生している。スマホの所有率が5割を超えるのは10歳であり、小学校5年生ですでに過半数が持っていることとなる。
委員	いじめ防止ポスターは、いじめを意識できるようなメッセージを盛り込みたい。また、中学生向けに作成し、関係各社に依頼したい。また、中学生向けに作成し、関係各社に依頼したい。
委員	ポスター案としては、第2案が良い。どうすればよいかの解決方法も示せるとよい。SNSを通じたいじめは深刻化している。発見に時間を要する。8月23日から29日までの「子どもの人権強化週間」の取組についても、より子供に届くようにPRをしていきたい。
委員	SNSによるネットいじめとは、どういういじめ方なのか知りたい。新しいいじめの形態であると思われる。どう深刻化しているのか。実際に起こっている現実を教えてください。
委員	例えばLINEでは、なりすまし、一人に対して集団で悪口を言う、グループ外しなどがある。LINEの中は、学校も保護者も知らない部分であり、見ていないところで何をやっているのかわからないというのが怖い部分である。情報収集が重要となってくる。
委員	侮辱罪や名誉棄損罪を問う場合、公然性が判断基準となってくる。公然性とは、不特定多数ということ。LINEのメンバーは、「特定」であり、「不特定」にはあたらないため、事件とならない。書き込みについては、削除要請をするしかない。
委員	相談窓口にも、実際に電話をかけるというのは、とてもハードルの高いことである。電話以外の手段で相談できる窓口があれば紹介してもらえると良いのではないかと。
会長	(6) その他 よい意見交流ができ、実りある会議となった。いじめ防止は喫緊の課題であるので、本協議会でよりよくしていきたい。
司会	7 閉会

